

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 25 年度 第 19 回定例  
1 月 10 日（金）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 1 月 10 日に教育委員会第 19 回定例会を招集した。

- |   |           |                      |              |           |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 26 年 1 月 10 日 (金) | 開会           | 13 時      |
|   |           |                      | 閉会           | 14 時 55 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室              |              |           |
| 3 | 出席者       | 委 員 長                | 加 藤 文 夫      |           |
|   |           | 委員長職務代理者             | 溝 口 紀 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 高 橋 尚 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 斉 藤 行 雄      |           |
|   |           | 委 員                  | 興 直 孝        |           |
|   |           | 委 員 (教育長)            | 安 倍 徹        |           |
|   | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓              | 教育次長         |           |
|   |           | 杉 本 寿 久              | 事務局参事兼教育総務課長 |           |
|   |           | 鈴 木 啓 之              | 事務局参事兼学校人事課長 |           |
|   |           | 渋谷 浩 史               | 教育政策課長       |           |
|   |           | 奈良間 一 博              | 情報化推進室長      |           |
|   |           | 櫻 井 洋 二              | 人権教育推進室長     |           |
|   |           | 河 野 康 裕              | 財務課長         |           |
|   |           | 杉 山 和 幸              | 福利課長         |           |
|   |           | 輿 水 まゆみ              | 学校教育課長       |           |
|   |           | 羽 田 明 夫              | 小中学校教育室長     |           |
|   |           | 岩 城 明                | 高校教育室長       |           |
|   |           | 渡 邊 浩 喜              | 特別支援教育室長     |           |
|   |           | 小 関 雅 司              | 高校再編整備室長     |           |
|   |           | 山 田 文 子              | 社会教育課長       |           |
|   |           | 土 井 宏 晃              | 文化財保護課長      |           |
|   |           | 松 田 好 道              | スポーツ振興課長     |           |
|   |           | 石 井 宣 明              | 静岡教育事務所長     |           |
|   |           | 橋 本 勝                | 静岡西教育事務所長    |           |
|   |           | 谷 野 純 夫              | 中央図書館長       |           |
|   |           | 三ッ谷 三 善              | 総合教育センター所長   |           |
|   |           | 渡 邊 聡                | 学校人事課人事監     |           |

#### 4 その他

( 1 ) 報告事項 1 ~ 5 は了承された。

## 【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、斉藤委員、興委員に願います。

## 【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。  
報告事項４・５は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、  
異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、公開案件から審議を始め、報告事項４・５を非公開とする。

## 【12月21日に就任した教育委員の挨拶】

委 員 長： 公開の審議に先立ち、昨年12月21日に静岡県教育委員に任命された興  
委員から皆様へ、ご挨拶がある。

興 委 員： 12月21日付けで静岡県教育委員に任命された。教育委員会の中に入っ  
ての活動は新参者なので、御指導をお願いしたい。

他方、これまで2年近く、静岡県の教育行政に改革担当として関わら  
せていただいた。私なりにこの検討会委員の思いもきちんと受け止め  
ているつもりである。その後約半年、静岡県の教育委員会事務局と知  
事部局との間で、教育行政組織のあり方等に対する顧問役としても関  
わってきた。非常に限られた時間の中で具体案を出すのは大変だと思  
うが、教育委員会でも決断してもらい、来年度に向けてのアクション  
が講じられようとしている。そうした具体的対応をどうするかと言う  
前に、教育の現場の実態をお互いが共有し、その問題点を顕在化させ  
て、教育委員会はもとより教育委員会事務局、かつまた数多くの社会  
の方々に御理解をいただいて、必要な施策を講じていくことが必要だ  
と思う。必ずしも時間に追われて対応をとることが適切であるとは考  
えていない。今後、むしろどこに根があるのかということを考えて、  
教育委員会の一人の委員として私なりに努力していきたい。

そうした上で、教育委員会に求められるのは知恵と予算、人の問題で  
あると考えている。予算は知事の権限に属するところであり、知事  
に対して、どのような政策があるのかを教育委員会が示すべきであり、  
身体を張って知事に対峙して御理解いただくことが必要だと考えてい  
る。私も長く国の行政官として、予算総括の立場で、限られた予算の  
パイをどのように的確に配分するかが重要な問題であり、経験がある。  
予算は限られているので、スクラップ・アンド・ビルドが求められて  
おり、せっかく具体的対応が出されても、なかなか実現できないかも  
しれない。しかし、教育委員会の課題は、教育関係の予算のみではな

く、知事が持っている全県下の予算から必要な予算枠を回してもらうことである。教育委員長の下で一人の委員として積極的に発言しながら、教育委員会の総意として具体的対応につなげていければよいと思う。教育長以下事務局の支援がなくては、教育委員は具体的対応ができないので、お互いに切磋琢磨して知恵を出し、静岡県の教育の実を出すために御協力よろしくをお願いしたい。

委員 長： 教育委員会にも論客が集まったが、日々新しい問題が発生しており、行政機関として迅速に対応しなければいけない面もある。審議し、迅速に行動できるようにしたいと思う。  
それでは審議を始める。

### 報告事項 1 平成25年12月県議会定例会の答弁状況

委員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 平成25年12月県議会定例会の答弁状況」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 静岡県議会の議事録は、どのくらいの時差で公開されるのか。

教育総務課長： 公開までには数か月のタイムラグがある。

興 委 員： 議事録の公開まで時間がかかるので、情報はポイントだけでも教えてもらえるとありがたい。県議会の教育関係の答弁は、教育委員が知っておくべきことなので、直ちに報告してほしい。教育委員として、「県議会でこのような議論があったがどう思うか」と質問を受けることもありうる。情報に接しておく必要があるので、対応してもらえるとありがたい。どの県でも県議会議事録の公開には時間がかかるが、報道関係者は会議を傍聴しており、知らないのは教育委員のみという事態になりかねない。

教育総務課長： ポイントを絞って、早めにお伝えできるように工夫したい。

興 委 員： タイムリーな情報提供をお願いする。

教育総務課長： 了解した。

委員 長： 情報は多すぎても、逆にあまりに省略されすぎてもよくない。その兼ね合いが難しいが、県民が問題にすることやマスコミが取り上げるような重要な案件については、早めに連絡いただきたい。

また、コミュニティ・スクールについて、県議会において質問があったが私が答弁したが、その答弁内容はこの資料に書かれているとおりである。ただ、実際に各地域を回っている中で、コミュニティ・スクールについての考え方は地域でばらつきがあり、県の段階で考えているコミュニティ・スクールについての思いと、市町がコミュニティ・スクールについて取り組んでいる状況が必ずしも一致していないを感じている。そのため、我々の意図をより浸透させるように、今後実行し

てもらいたい。それが鈴木智県議会議員の質問への、誠実な対応になると考えている。

興 委 員： 委員長の答弁ではどのようなギャップがあると答えたのか。県は、コミュニティ・スクールを義務教育の段階では積極的に推進するよう文書を出している。具体的対応についても、情報提供などを行うことになっているが、コミュニティ・スクールの導入が難しい要素に、人事案件の取扱いがある。その点もふまえて、鈴木議員の御要望について、もう少し詳しく教えてほしい。

委 員 長： 鈴木議員から「もっと具体的な目標を立ててほしい」と言われたが、「教育行政は3層構造で、我々県教育委員会が突出してやるわけにはいかない。あくまで市町教育委員会の了解を得ながら、我々の思いが市町に伝わるように推進していくべきだと思う」と回答した。その後、市町の教育委員と話をする機会があったが、まだ県が逡巡していたときのレベルに留まっている市町がある。その逡巡というのは、校長や市町の教育委員会が、地域の評議員が人事等で校長に細かく口を挟んでくることで、学校行政がやりにくくなるのではないかと、という不安を抱いていることである。どのような方法で進めていけば、そのような弊害が生まれずにコミュニティ・スクールの本来の姿を実現することができるかを、事務局から説明することが必要であると思う。一番いいのは先行している市町で良い事例を作ることで、不安を持つ市町も急速に採用するようになるだろう。まず今年度、採用している地域でしっかりとした実績を出してほしい。

興 委 員： 今の御説明の前段は新聞で報道されていた。後段についてはどう進めるかが重要なので、工夫して取り組んでほしい。

教 育 長： 市町や学校によって、温度差や認識の差がある。市町教育委員会が主催する研修会等に我々が出向いて、同席しながら勉強会を行って理解を深め、連携しながら市町の教育委員の皆様がどのように感じているのかを伺う機会を作っていきたい。

委 員 長： やらされるのではなく、市町から「ぜひやりたい」という声が出るようにしてほしい。

学 校 教 育 課 長： 今年2月に文部科学省の支援を得て、市町教育委員会の指導主事等を招いた研修会を行う予定である。県内にも、コミュニティ・スクールを取り入れ、地域と連携した良い取組をしているところもあるので、紹介したい。市町が主体的に取り入れるよう支援し、また報告したい。

溝 口 委 員： 父母の立場で感じるのは、コミュニティ・スクールについての啓発ができていないことである。親たちにコミュニティ・スクールが何かということを知らせ、PTAとの連携や自分たちが関わっていく意義を伝えるなど、親への仕掛けも必要である。

なお、今回の県議会にはスポーツについての議題も出ていた。積極的な取組により、東京オリンピックが開催される6年後がとても期待で

きる。ただ、支援の仕方について議会でも意見が出ていたが、プロジェクトはあっても、実際にそれに向けた具体的な取組がまだ薄いように感じる。もっと攻めてほしい。教科指導のみスポットが当たっているが、部活動は教科以外であっても生徒指導の面も担っており、部活動を担当する教員の負担も改善できるよう、アンケートなどで現場の声を吸い上げる対策が必要だと思う。また、フランスでも地域のトレセンがあるが、日本では地域の強化選手が活用できていない。無償などにしてより活用できるようにしてほしい。お金があっても選手に回っていないので、選手が恩恵を受けるような効果的な施策を世代ごとにターゲットを絞って実行してほしい。

興 委 員： 溝口委員の発言に対して、スポーツ振興課の松田課長がうなずきながら聞いていた。しかし、スポーツ振興課だけでなく、この問題は学校における部活動のあり方、教員の負担や疲労も含めて、教育の現場がどうなっていて、今後どのような組織体制を作っていくか、という議論につながる話だと思う。問題が起こってから対策を立てるのではない。部活動などいろいろな問題があるが、それを総括するのは教育政策課長・教育総務課長・学校教育課長などすべての課の知恵が必要である。そのような議論をした上で、教育委員会としてどのような方向性を示すかが重要である。

委 員 長： スポーツについては、少子高齢化の中で学校の統合が行われているが、学校規模が小さくなると人数が足りなくなり、例えばサッカーチームができない学校もある。部活動やスポーツ活動を広域でとらえて、学校単位でチームを作るのではなく、町を一つの単位としてチームを作るようにしていかないと、子どもたちの中で、公平性が保てなくなる。小規模な学校に行くとやりたいスポーツもできないのに対し、大規模な学校に行くといろいろなことができる。これもまた、学校教育における不公平の一つである。教科の部分や先生の配置についてはやるべきことをやっているが、それをさらに部活動やスポーツの中にも広げていく必要がある。もっといろいろな案を出してほしい。

他に意見はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項1を了承した。

## 報告事項2 離職再採用者の合否について(特別支援学校)

委 員 長： 報告事項6頁「報告事項2 離職再採用者の合否について(特別支援学校)」について、鈴木学校人事課長より説明願う。

学校人事課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 該当者は一身上の都合で一度退職しているが、今の制度上は一時休職

するという選択はできないのか。

学校人事課長： 本人が体調を崩して業務できない場合には休職できるが、本人以外を理由にした休職はできないことになっている。平成21年1月からは、家族の介護が必要となっても、一定期間内に介護の必要がなくなった場合には、事前に届出してあればこのように再採用のエントリーができるようになった。なお、一定期間とは2年間であるが、年度途中の退職であればその年度の残り期間プラス2年間となる。該当の教員もこの制度の説明を受け、承知した上で届出をして一時退職したものである。実際には退職後の2年間で介護の必要がなくなり、今回受験をしたということである。

委員 長： 処遇の連続性はどうなっているのか。復帰後の給与は、退職したときと同じ給与になるのか。

福利課長： 前歴があるので、それを反映させて給与の換算をする。

溝口委員： 本来であれば、休職がふさわしい状況だと思う。公務員の規定があつてできないのかもしれないが、先の見えない介護を理由に、退職せざるをえないのは気の毒であるので、休職ができるようにしてほしい。

また、高齢化社会になって、このようなケースは一般化していくと思うので、処遇の連続性も考慮してほしい。

斉藤委員： 溝口委員の御指摘どおり、これからはこのようなケースが増えてくると思う。むしろ、教職員が2万人もいる中で、1人しかいないのが少なく感じる。介護は何年続くか分からない不確実な状態なので、期間が読めず休職とするのは難しいかもしれないが、このような制度があることをもっと周知してほしい。

学校人事課人事監： 介護関係の休暇については、介護休暇等の制度もあり、6か月間が認められている。今までのケースを見ると、介護休暇等を取りきってしまい、それを超えてしまうと自己都合退職することになる。その中で、2年間を超えないようであれば復帰できることを説明して、退職している。

興委員： 今の議論は既存の制度の下での議論であるが、少子高齢化の中で教育現場をどうしていくかという問題があり、既存の制度の問題点を整理した上で、その制度をどうしたら改善できるか作業し見直す必要がある。法令上の制約と社会的な要請を考えたときに、法令措置を講じるべきか、あるいは単に県の政策判断でできることかを考えなければならないのか。今は休職についての議論がなされているが、一度退職した人の積極的な活用法をどうするかも大切である。最終的には教育の実をあげることが大切であり、それは社会のサポートが得られることである。他県の教育委員会が行っていなくても、静岡県だけでもできることはあると思うので、まずは全体像を明らかにして、既存の制度に縛られずに、どのような工夫ができるか考えていきたい。

他方で斉藤委員の御指摘のとおり、これだけの人数の中で志願者が1人しかいないが、このような方々に現場復帰してもらう政策判断が重

要である。既存の制度に縛られて、1人だけなのかもしれない。特に静岡県では、特別支援学校の教員が臨時講師で占められていることが問題となっており、政策判断としての工夫が必要である。教育委員会の人事政策として、冷静に全体像を明らかにしてほしい。

委員 長： ここで議論をしても全体像が見えないので、どのような制度でやっていて、どのような問題がおきているのか整理して教えてほしい。

学校人事課長： 了解した。

興 委 員： この制度の対象となりそうな教職員は、全県下ではどのくらいの人数になると予想しているのか。

学校人事課長： 短期・中期の介護は休暇制度で対応しており、介護休暇取得者もかなりの人数になっている。今回の制度は、長期間の介護が必要であり、さらに期間内に戻るという制度である。そのため、3年以上の介護の必要があると考える先生はこの制度に申請せずに退職しており、そのような現状を考えると、対象となる者はそれほど多くはないと思う。

委員 長： 民間企業の再登用がどうなっているかも調べて、民間とのバランスをとらないと、納税者である県民から公務員の特権のように見られてしまう恐れがある。公務員の制度は民間の制度と整合性をもって進めてほしい。

さて、他に意見はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項2を了承した。

### 報告事項3 第3回学力向上対策本部

委員 長： 報告事項7頁「報告事項3 第3回学力向上対策本部」について、渋谷教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <報告事項についての説明>

総合教育センター所長： <報告事項についての説明>

小中学校教育室長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 今回の学力向上対策本部では現場の先生を招いて意見を聞いたとのことだが、静岡県では地域特性や学校規模など教育環境による格差がある。今回招いた4人の抽出基準はどうなっているのか、分かる範囲で教えてほしい。

また、チア・アップシートであるが、提案したことに迅速に対応してもらって非常にありがたい。もし機会があれば、メディアの方々にもプレゼンテーションをしてほしい。義務教育では学級内でも学力格差が大きく、先生方も大変である。そこでチア・アップシートのような補助教材で使えるコンテンツをたくさん作ってほしい。例えば実力ある先生の授業を動画で撮ってその単元の復習ができるなど、チア・アップシ



ートから展開して、さらにテクノロジーを活用してほしい。

教育政策課長： 今回招いたオブザーバーについては、マスコミ非公開で個人情報を秘匿することを前提にして、自由な討論をしてもらったものであり、公開の場の情報提供は控えさせていただきたい。

溝口委員： そうであれば、4人だけでなく、現場の声を吸い取る機会をさらに設けてほしい。非公開であればいろいろなパターンもできると思う。

委員長： 個人名は出せないにしても、どのような学校を代表しているかという程度ならば報告してもよいのではないか。

教育次長： 一昨日の本部会後の記者会見でもそのような指摘があった。県内の小学校約500校、中学校もあわせれば約750校もある中で、4校だけの情報を聞いても、それぞれの学校の状況も違いすぎて、一般化できない。そのため記者会見では、教育委員会も学校へ行くようになっており、その機会を増やして情報をもらってくるのが大事であると申し上げた。先生を呼びつけて話をしてもらっても、本当の情報が入ってくるとは限らないので、現場へ行く機会を増やしたい。しかし今回は、学力向上のために実施した緊急対策についての意見を直接聞きたいと思って招いたもので、学力・学習状況調査の成績が良い学校というのではなく、単純に日程の都合があう人を選んでいる。人選については、できるだけバラエティーを富ませたつもりであるが、やはり「わずか4人から聞いても不十分ではないか」というのは御指摘の通りである。ただ、結果として「教育委員会でチャ・アップシートを作ってくれ」とありがたい、「現場でも応用して使いたい」、「リーフレットも良かった」などの声もあり、いろいろなアイデアをいただいたということである。

なお、昨日・今日で、小学校で定着度調査、中学校で学力診断調査を実施しており、その結果も注目したい。さらにそれが次回4月22日の学力・学習状況調査にどのように影響するかを調べていきたい。

興委員： 全体の教職員の中からどのようなスタンスで人選したかは重要である。ただ、個人的には非公開で審議すべきではなく、自分の発言がそれなりの意味を持っていることを自覚して「個人名を公表してもよい」という人を選ぶべきではないか。その意見をもとに学力向上対策を具体的に講じようとするのであれば、個人名を出されては困るというのでは無責任だと感じる。発言内容は共有されるもので、情報提供者はオブザーバーではなく招聘者であり、それだけの重みを持った人を選ぶべきである。その人選のやり方が教育委員会の識見にかかわることであり、教育委員会の意を受けて発言する人ではなく「あの人なら高い観点で意見を言ってもらえる」という人を選ぶべきである。

斉藤委員： ところで、教育次長から説明のあった学習定着度調査はどのような規模で行われているのか。

教育次長： 希望制となっているが、実際には県内のほぼ全校で実施している。

齊藤委員： そうであれば、問題を学校現場で深刻に捉えているということであり、意識も高く素晴らしいことだと思う。総合教育センターのチア・アップシートの活用希望の学校も100パーセントになるのではないか。

総合教育センター所長： そのように期待している。

齊藤委員： テストの成績を上げるために、過去問をやるというのは対策としてはいかなものかと思う。テストの対策とは、本来は間違えた部分を次のときまでにできるようにすることである。その意味ではこの取組は素晴らしく、全校で実施してもらえば成績も必ず上がってくるので期待している。

高橋委員： 今回発言された4人の先生も、本音を語ってくれたと感じる。その中で、リーフレットを保護者に伝えるために「増刷りをして配布した」とあるが、リーフレットが活用されていてよかったと思う。その一方で「保護者にとっては内容の量が多すぎる、という声があった」という意見は、私も同感であり、まさしく本音であると思う。これらの本音を、対策本部会で具体的な施策に反映してほしい。

また、教育次長の御指摘のように、現場の先生を招いて意見を聞くのではなく、移動教育委員会のように我々が現場に出向いて現場の声を吸い取っていく機会を増やしたい。

委員長： 12月24日の賀茂地区の教育委員会との意見交換会でも意見が出されたが、学力が市町の教育委員会の競争になっている面もある。競争自体が悪いというわけではないが、県全体で考えた場合には、各市町が競争することと協働することが必要だと思う。競争だけでは非常に非効率である。協働する要素があれば、成功事例を他の市町でも活用し、県全体で統一することもできる。競争と協働をバランスよく進めてほしい。

興委員： 意見聴取の最後に「全員から教員の増員要望があった」とのことだが、常に出てくる要望である。その具体的な対応として、国に予算制度として理解してもらおう努力を、単に静岡県教育委員会のみならず協働で行っていく必要がある。あわせて、国ができないのであれば、県がどうするかということが重要な政策である。この要望に対する具体的な対応がどうなっており、今はここまできているという情報を毎年毎年出していくことが、県民の理解・支援を得るためには必要である。

委員長： 他に意見はないか。

全委員： （特になし）

委員長： 報告事項3を了承した。

#### 【会議の非公開】

委員長： ここで会議を非公開とする。

**< 非 > 報告事項 4 平成25年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰**

非公開

**< 非 > 報告事項 5 平成26年度再任用候補者選考の経過及び結果**

非公開

**【閉会】**

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成25年度第19回教育委員会定例会を閉会とする。